

秋田市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第 2 号

秋田市行政手続条例の一部を改正する条例

秋田市行政手続条例（平成 7 年秋田市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨の告示を市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を秋田市公告式条例（昭和 25 年秋田市条例第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 15 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 21 条第 3 項中「第 14 条第 3 項」および「同条第 3 項」の次に「および第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の

次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項および」の次に「第4項ならびに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市行政手続条例第14条第3項および第4項（これらの規定を同条例第21条第3項および第28条又は秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項および第17条第8項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。